

日本福祉大学大学院の研究科・専攻における 教育の目標に関する規則

(目的)

第1条 日本福祉大学大学院学則第1条及び第3条に基づき、研究科及び専攻ごとに人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的に関しては、この規則の定めるところによる。

(福祉社会開発研究科の目的)

第2条 福祉社会開発研究科の人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- ①社会福祉学専攻博士課程は、社会福祉の専門研究者として自立して研究を進めることができる能力を養い、将来、社会福祉研究・教育の中心的な担い手となる人材を養成するとともに、社会福祉の現場で社会福祉学を基盤とする高度な研究能力、指導力を備えた専門職業従事者として関連領域の専門職と協働して活躍できる人材を養成する。
- ②福祉経営専攻博士課程では、組織として、利用者本位の安全で質の高い医療・福祉サービスを持続的に供給する「医療・福祉経営」のあり方を追及し、特に医療・福祉領域の職業に従事する社会人やこれらの領域を対象とする企業などに勤める社会人を対象に、高度専門職業人を養成する。
- ③国際社会開発専攻博士課程（通信教育）では、国際社会開発領域の先端的かつ根源的課題に取り組みながら、幅広いディシプリンと方法論に基づき、各人の経験を理論的に深化させることを通じて、国際開発・協力領域での高度専門職業人を育成しうる世界水準の教育研究者の育成と、開発現場で管理職レベルの人材を養成する。

(社会福祉学研究科の目的)

第3条 社会福祉学研究科の人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- ①社会福祉学専攻修士課程では、社会福祉に関する高度な専門知識の教授と研究指導を通じて、現代社会の福祉問題に対する鋭敏な視点を養い、社会福祉に関する基礎的な研究能力を備えた研究者・教育者、及び社会福祉の現場において、将来指導的役割を担い得る問題解決志向の実践力を備えた人材を養成する。
- ②心理臨床専攻修士課程では、心理臨床の援助理論と実践の教育及び研究指導を通じて、心理判定員、心理療法士、スクールカウンセラーなど、医療・福祉・教育・産業・司法領域において問題解決に取り組めるスペシャリストを養成する。
- ③社会福祉学専攻修士課程（通信教育）では、社会福祉と保健・医療の領域における現代の課題に対応するため、社会資源の組織化・計画化・システム化を図る総合的・実証的な研究教育を進める。社会福祉を取り巻く新たな環境変化に対応できる

保健・医療・介護・福祉・教育・保育領域での高度専門職業人を養成する。

(医療・福祉マネジメント研究科の目的)

第4条 医療・福祉マネジメント研究科の人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- ①医療・福祉マネジメント専攻修士課程では、主に保健・医療・福祉サービス領域において、高度専門職として、あるいは組織（医療法人，社会福祉法人，NPO，企業，行政など）として、いかに利用者本位で安全で質の高いサービスを効率良く持続的に提供するかという「マネジメント」のあり方を研究・教育し、それを実践できる人材を養成する。

(国際社会開発研究科の目的)

第5条 国際社会開発研究科の人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- ①国際社会開発専攻修士課程（通信教育）では、国際社会開発領域の実践的かつ基礎的課題に取り組みながら、社会科学的方法論に基づき、各人の経験を開発学の枠組みで体系化させることを通じて、国際社会開発領域における高度な開発方法論を備えた専門職業人を養成する。

(看護学研究科の目的)

第6条 看護学研究科の人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- ①看護学専攻修士課程では、複雑で多様な社会環境から発せられる保健・医療・福祉におけるさまざまな健康にかかわるニーズに対して、本学が目指す“ふつうのくらしのしあわせ”（Well-being for All）をふまえ、看護学の専門的探求を通じて、学問的根拠をもって応えることができる研究力や教育力を有する人材を育成する。

(スポーツ科学研究科の目的)

第7条 スポーツ科学研究科の人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- ①スポーツ科学専攻修士課程では、スポーツ科学に関わる専門的で高度な知識及び技能を有し、これに関わる理論の探求と実践的な研究成果を構築し、スポーツ科学の発展に寄与できる高度専門職業人を養成する。加えて、多様なスポーツニーズへの理解、スポーツにおける倫理観を有し、スポーツ・体育の現場やそれを取りまく社会における課題を解決することで、スポーツ文化を発展、継承できる人材を養成する。

(規則の所管課室)

第8条 本規則の所管課室は名古屋事務室とする。

(規程の改廃)

第9条 本規則の改廃は、各研究科委員会及び大学院委員会の進達を受けて、大学評議会が審議し、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、2007年5月1日から施行する。
- 2 この規程は、2009年4月1日から一部改正施行する。
- 3 この規程は、2010年4月1日から一部改正施行する。
- 4 本規程は、2015年4月1日から改正施行する。
- 5 本規則は、2017年4月1日から改正施行する。
- 6 本規則は、2020年4月1日から改正施行する。
- 7 本規則は、2021年4月1日から改正施行する。